商品概要説明書

ＪＡ営農ローン

（2025 年 4 月 1 日現在）

商品名	ＪＡ営農ローン
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○ 当ＪＡの組合員（正組合員、准組合員）であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ○ お借入時の年齢が 20 歳以上 70 歳未満の方。 ○ 前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○ 農産物を販売している方。 ○ 自己の住宅（家族名義を含む。）または借家等生活の本拠が定まっており、原則として同一地区内の居住が 1 年以上の方。1 年未満の場合は、自己住宅を所有している方 ○ 原則として富山県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ富山県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ○ 当ＪＡとの間で、ＪＡ営農ローン取引を行っていない方。 ○ その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 営農に必要な一切の資金を対象とします。
借入金額	○ 極度額は 300 万円以内とし、10 万円単位とします。ただし、前年度農作物販売代金を超えることはできません。
借入期間	○ ご契約日から 1 年後の応当日の属する月の月末（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当ＪＡがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 70 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。 ※ 農業後継者（法定相続人予定者）を連帯債務者または連帯保証人とすることで更新させていただく場合があります。
借入利率	○ 当ＪＡ所定の利率といたします。詳細については、当ＪＡの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 当座借越（貯金型）とします。
返済方法	○ 指定普通貯金口座にご入金された農産物販売代金その他の資金は、借越金残高がなくなるまで自動的にご返済に充当します。
担保	○ 原則として、担保は不要です。
保証	○ 当ＪＡが指定する保証機関（富山県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきます。 ○ 必要に応じて連帯保証人を求める場合があります。 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない

	場合がございます。 ○　連帯保証人を設定させて頂く場合は、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。 【法人以外の場合】 ・共同経営者(お借入される方と共同して事業を行う方) ・お借入されている方の事業に実際に従事している配偶者の方 ○　「経営者等」に該当しない場合には、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する１ヵ月以内に作成されたものに限ります。
保証料	○　利息決算日にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年1.0%です。
手数料	○　お借入期間中において、極度額等を変更される場合は、5,500円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○　苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または融資課（電話：０７６６－７４－８８４４）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 　また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○　紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当ＪＡ融資課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：０７６－４２１－４８１１）
その他	○　お申込みに際しては、当ＪＡ、および原則として富山県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○　印紙税が別途必要となります。 ○　現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ氷見市